

入 札 説 明 書

令和3年10月15日

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

理事長 近藤 泰三

<入札に関する留意事項>

- (1) 岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 エレベーター設備工事 岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 エレベーター設備保守点検業務委託の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。
- (2) 入札執行等は、本書及び入札心得によるものとし、入札心得は本書に記載がない事項について適用する。
- (3) 入札手続きは、個別に指定がある場合を除き、持参により提出すること。なお、持参する際は、事前に岐阜県立多治見病院（以下「病院」という。）に電話連絡の上、持参日時の指定を受けること。
- (4) 設計図面及び仕様書を含む設計図書は、CD-Rによる交付とする。
- (5) 提出に必要な書類は、「12 手続等に必要な提出書類」に記載している。
- (6) 当院はコンストラクション・マネジメント業務を委託している株式会社プラスPM（以下「CM業者」という。）の支援を受けて本入札を執行する。従って、入札を執行する過程で当院に提出された資料の内容を、CM業者と共有する場合がある。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 多病新中第1-5号
工事名 岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 エレベーター設備工事
岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 エレベーター設備保守点検業務委託
- (2) 工事場所 多治見市前畑町5丁目161番地
- (3) 工事概要
ア 工事施工
岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 エレベーター9基新設
No.1 エレベーター
乗用、15人乗り(1,000 kg)、定格速度 90m/min、停止箇所(正面5)
No.2 エレベーター
乗用、15人乗り(1,000 kg)、定格速度 90m/min、停止箇所(正面5)
No.3 エレベーター
寝台用、17人乗り(1,150 kg)、定格速度 105m/min、停止箇所(正面7)
No.4 エレベーター
寝台用、17人乗り(1,150 kg)、定格速度 105m/min、停止箇所(正面7)
No.5 エレベーター
寝台用、15人乗り(1,000 kg)、定格速度 105m/min、停止箇所(正面5)
No.6 エレベーター
寝台用、15人乗り(1,000 kg)、定格速度 60m/min、停止箇所(正面4、背面1)
No.7 エレベーター
寝台用、15人乗り(1,000 kg)、定格速度 60m/min、停止箇所(正面4)
No.8 エレベーター
寝台用、15人乗り(1,000 kg)、定格速度 45m/min、停止箇所(正面2)
No.9 エレベーター
寝台用、15人乗り(1,000 kg)、定格速度 45m/min、停止箇所(正面1、背面1)
※詳細は、設計図及び仕様書等のとおり
イ 保守点検業務
工事完成したエレベーター9基の引き渡し後、20年間の保守点検業務
※詳細は「岐阜県立多治見病院新中央診療棟エレベーター保守点検業務仕様書」のとおり
- (4) 工期 エレベーター設備工事 約2.5か月間
保守点検業務 引き渡しから20年間
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 低入札価格調査制度 無
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 業種区分 機械器具設置工事業
- (9) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (10) 本工事は、エレベーター設備の製作・据付を行う工事（以下、「設備工事」という）と、エレ

ベーターの引き渡し後20年間の保守点検業務（以下、「保守点検業務」という）を含めて行う。設備工事の入札価格と保守点検業務の入札価格の合計金額が最低の入札者を落札候補者とする。

2 入札参加資格

当該工事の入札参加資格に関する条件は、次の（1）から（14）のとおりとする。

- なお、特に断りのない限り、入札参加資格は当該工事における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。
- （1）以下のア及びイの認定を受けた者であること。または、以下のアの認定を受けた者とイの認定を受けた者の共同申し込みであること。
- ア：岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ：令和2～4年度入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されていること。
- （2）地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号。以下「契約規程」という。）第8条の規定に該当しないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- （5）（1）でアの認定を受けた者は、岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- （1）でイの認定を受けた者は、岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく参加資格停止措置を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- （6）岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （7）（1）でアの認定を受けた者は、当該工事に係る設計業務等の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- ア 当該工事に係る設計業務等の受託者は、次の①から②までに掲げる者である。
- ① 株式会社 共同建築設計事務所
- ② 株式会社 熊谷設計
- イ 「資本若しくは人事面において関連がある」とは次の①又は②に該当する者とする。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該者
- （8）当該工事に入札参加しようとする者のうち、（1）でアの認定を受けた者の間に次のアからウに該当する関係がないこと。なお、該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
- ア 資本関係
- 次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
- ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合
- ウ その他
- 上記ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると認められる場合
- （9）（1）でアの認定を受けた者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による機械器具設置工事業の特定建設業許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- （10）（1）でアの認定を受けた者は、次のアからウに定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- （11）（1）でアの認定を受けている者は、設備工事にあたって、平成18年度以降申請期限日までに、元請けとして完成引き渡しの済んでいる、5基以上のロープ式エレベーターを製作し、据付した工事实績を有すること。
- （1）でイの認定を受けている者は、保守点検にあたって、引き渡しまでに仕様書記載の保守点検業務が実施可能な体制を有すること。
- （12）設備工事に従事する監理技術者は、本工事の契約時期の始まり時点において配置できる者であ

ること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和5年6月1日）には専任で配置できる者であること。なお、製作と据付それぞれで別の技術者を配置することも可能である。その場合は、それぞれについて配置予定技術者名簿（別記様式4）に記載すること。

- (13) (1)でアの認定を受けている者は、建設業法に規定する機械器具設置工事業に係る岐阜県建設工事等入札参加資格審査の総合点数が、790点以上であること。
- (14) 事業所の所在地について、次の条件を満たすこと。
- (1)でアの認定を受けている者
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店、支店又は営業所を岐阜県又は愛知県内に有する者であること。
- (1)でイの認定を受けている者
令和2～4年度入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登録されている本店、支店又は営業所を岐阜県又は愛知県内に有する者であること。

3 担当

区分	担当	電話番号・メールアドレス	住所
入札担当課	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院 事務局 新棟建設室	0572-22-5311(内線 2211) info (at) tajimi-hospital.jp ※ (at) は @ に置き換えて 下さい	〒507-8522 岐阜県多治見市 前畑町 5-161
工事担当課			
契約担当課			
申請受付担当課			

4 設計図書の配布

- (1) 当該工事に係る設計図書（発注図面を含む。以下同じ。）は、令和3年10月15日（金）午前9時から令和3年10月27日（水）午後4時までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）（以下「法人の休日」という。）を除く毎日、CD-Rにより交付する。この場合の交付場所は3の入札担当課とする。
- (2) 設計図書の交付を希望する者は、設計図書交付申請書兼守秘義務の遵守に関する誓約書（別記様式7）を3の入札担当課に持参すること。持参する際は、事前に3の入札担当課に電話連絡の上、提出時間の指定を受けること。

5 入札参加の申請

- (1) 当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加申請書（別記様式1）に附属書類を添付して申請期限日までに提出すること。また、共同申し込みによる入札参加希望者は、入札参加申請書（別記様式1-2 共同申し込み用）に附属書類を添付して申請期限日までに提出すること。
- ア 提出期間
令和3年10月15日（金）午前9時から令和3年10月27日（水）午後4時までの法人の休日を除く毎日
- イ 提出場所
3の申請受付担当課へ持参すること。
- (2) 申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。
- (3) 入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。
なお、入札参加通知書は、令和3年10月29日（金）にメールにより通知する。
- (4) 入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある入札参加希望者は、次のアにより地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長（以下「理事長」という）に対して苦情申立てを行うことができる。
- ア 提出期間・場所等
- ① 提出期間
入札参加通知書の通知日から起算して7日（法人の休日を含まない。）以内
 - ② 提出場所
3の入札担当課
 - ③ その他
書面（様式は自由）は持参によることとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。
- イ 上記アにより提出があった場合、理事長は苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（法人の休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- (5) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
- ア 入札説明書に定める様式により作成すること。
- イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- ウ 入札参加の申請以外に使用しないこと。
- エ 入札参加希望者に返却しないこと。
- オ 申請期限日を超す日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

6 入札に係る質問・回答

- (1) 入札の全般的（設計図面及び仕様書等を含む。以下同じ。）に関する質問がある場合は、次のアからイにより質疑応答書を提出すること。
- ア 提出期間
令和3年10月15日（金）午前9時から令和3年11月5日（金）午後4時までの法人の休日を除く毎日

イ 提出場所

3の入札担当課へ質疑応答書を電子メールで提出すること。

- (2) 入札の手續全般に関する質疑応答書に対する回答は、令和3年11月15日(月)までに病院ウェブサイトにより閲覧に供する。

7 入札執行の手續き

- (1) 入札は、第5(3)において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者(以下「入札参加者」という。)を対象として行う。

入札参加者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等(入札書(入札書は入札心得の様式1又は様式1-2)及び入札書に記載される入札金額に対応した積算(以下、「積算内訳書」という。)をいう。以下同じ。)を8(1)の入札執行日時に、8(2)の入札執行場所に持参すること(代理人が入札する場合は、入札心得の第2による。)。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式2)を持参すること。

- (2) 入札の執行に先立ち、入札参加者は入札参加通知書の写しを提出すること。

- (3) 当該工事以外の入札に重複参加することは差し支えないが、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札を辞退すること。さらに、入札書等を提出済の入札参加者にあつては、直ちに入札辞退届を提出すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。

- (4) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、保守点検業務の契約時期には、消費税及び地方消費税が現在から変更になっている場合があるが、本入札においては便宜上消費税及び地方消費税は変更がないものと仮定して、入札書に金額を記載すること。

- (5) 保守点検業務入札費用の計算方法は以下のとおり。

引き渡し後に実施するエレベーター保守点検業務の内容については、「岐阜県立多治見病院新中央診療棟エレベーター保守点検業務仕様書」によるものとし、保守点検業務入札費用は、当該契約によりエレベーターの引き渡し後、20年間点検保守を実施するために必要な額とする。

(ただし、引き渡し後3ヶ月を経過する日の属する月の月末までは無償とする。)なお、入札書に記載する「保守点検業務入札費用」は、今回設置するエレベーター各号機の1ヶ月分の費用に、保守点検業務月数を乗じた額を全号機分合計した金額(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(参考) エレベーターの保守点検業務入札費用の計算式

1号機+2号機+n号機=保守点検業務入札費用(総合計金額)

1号機:〇〇円/月 × 237ヶ月(12ヶ月/年×20年 - 3ヶ月)

2号機:〇〇円/月 × 237ヶ月(12ヶ月/年×20年 - 3ヶ月)

n号機:〇〇円/月 × 237ヶ月(12ヶ月/年×20年 - 3ヶ月)

注) 監視盤は、各号機に含む。

- (6) 予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがある。

予定価格が事後に公表される場合、予定価格を超える金額で入札書等を提出しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。

- (7) 初度の入札に際し提出する積算内訳書は以下のとおり作成すること。

1. 設備工事にかかる積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。

ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの

イ 記載すべき項目を満たしていないもの

ウ 一括値引きがあるもの

エ 端数調整・処理されているもの

オ その他不備があるもの

2. 保守点検にかかる積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する表計算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は設計図書における仕様書と同一とし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。

ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの

イ 記載すべき項目を満たしていないもの

ウ 一括値引きがあるもの

エ 端数調整・処理されているもの

オ その他不備があるもの

また、各積算内訳書は書面で提出するとともに、データを書き込んだCD-Rもあわせて提出すること(設備工事、保守点検あわせて1枚)。データ形式は、Microsoft Excelで開くことができる形式を基本とするが、これにより難しい場合はPDF形式での提出も可とする。

- (8) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等(入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。)の立ち会いの上行う。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に係らない職員が立ち会う。ただし、理事長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に係らない職員の立ち会いを行わないことがある。

- なお、入札参加者等が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (9) 理事長が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、理事長が抽選の際に示す。
- (10) 次のアからクに該当する入札は無効とする。
- ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
 - イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札書に記名押印がないとき。
 - カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - ク その他理事長があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (11) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。
予定価格が事後に公表される場合で、初回の入札で落札候補者がいない場合には、直ちに再度入札を行うことがある。なお、再度入札については、積算内訳書の提出は不要であるが、後日、理事長から積算内訳書の提出を求められた場合は、再度入札に係る積算内訳書を提出すること。また、再度入札においても落札候補者がいない場合は、再度入札における最低価格入札者あるいは評価値が最も高い入札参加者と随意契約交渉を行うことがある。
- (12) 落札候補者の決定は、次のア及びイのとおりとする。
- ア 設備工事入札価格及び保守点検業務入札価格のそれぞれが、契約規程第14条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、その合計金額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
 - イ 落札候補者が2者以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する。なお、くじ引きを辞退することはできない。
- (13) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
- ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
 - イ 入札執行以外の用途に使用しないこと
 - ウ 入札参加者に返却しないこと。
 - エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (14) その他入札の執行については、契約規程に定めるところによる。

8 入札執行の日時および場所等

- (1) 日 時
令和3年11月22日（月） 午前10時00分から
- (2) 場 所
多治見市前畑町5丁目161番地
岐阜県立多治見病院 中央診療棟3階会議室
※入札会場が開場するまでは、中央診療棟3階ロビーで待機すること。待機場所が不明な場合は事前に入札担当課に確認すること。

9 入札参加資格の確認

- (1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格の確認を行うので、確認資料（入札参加資格確認申請書（別記様式2）及び附属書類をいう。以下同じ。）を次のアからイにより提出すること。
- ア 提出期間：令和3年11月24日（水）午前9時00分から
令和3年11月26日（金）午後4時00分まで
 - イ 提出場所：3の入札担当課
- なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、理事長が別途提出の指示をした提出期限日までに確認資料を提出すること。
- (2) 当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者を配置できなくなったときは、確認資料の提出を辞退すること。なお、辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者を配置することができないにもかかわらず確認資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 落札候補者が、確認資料のうち全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。
- この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、次のアにより理事長に対して苦情申立てを行うことができる。
- ア 提出期間・場所等
 - ① 提出期間
入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日（法人の休日を含まない。）以内
 - ② 提出場所
3の入札担当課
 - ③ その他
書面は持参によることとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。
 - イ 上記アにより提出があった場合、理事長は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（法人の休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- (4) 確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
- ア 入札説明書に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
 - イ 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。

- ウ 入札参加資格の確認以外に使用しないこと。
 - エ 落札候補者に返却しないこと。
 - オ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。
- (5) 確認資料に関する問い合わせ先は、3の入札担当課とする。

10 落札者の決定及び契約

- (1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書にて通知する。
- (2) 落札者が、落札者決定通知書を受けた日から、原則として1週間以内に工事請負契約（仮契約を含む。）及びエレベーター保守点検業務に関する覚書（以下、「覚書」という）を締結しないときは、その落札は無効とする。
- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の監理技術者を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、2（12）において示す現場施工に着手する日までに、確認資料に記載した配置予定の監理技術者を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たす他の監理技術者を配置すること。
なお、2（12）において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たす他の監理技術者を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となることがある。
- (4) 契約書作成の要否
1. 工事請負契約書（設備工事）
要。（別添「工事請負契約書（案）」及び「工事請負契約約款」による。）病院及び落札者がそれぞれ記名押印のうえ各1通保有する。契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は病院が交付する。
 2. 保守点検業務委託契約書（保守点検業務）
要。病院及び落札者がそれぞれ記名押印のうえ各1通保有する。契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は病院が交付する。契約書には、契約金額[総額]及び契約金額[月額]を記載し、契約金額[月額]の金額は、契約金額[総額]を237で除した額を記載する。
- (5) 設備工事の、各年度における請負代金の支払限度額の割合は、おおむね次のとおりとする予定であるが、予算の執行上の都合により、変更となる可能性がある。
- 令和3年度 請負代金の 0.0%
 - 令和4年度 請負代金の 0.0%
 - 令和5年度 請負代金の 100.0%
- (6) 工事請負代金の支払条件
設備工事の、各年度における請負代金の支払条件は、次のア及びイのとおりとする。
詳細は、別に配布する「工事請負契約約款」による。
- ア 前金払
各年度における支払限度額の10分の4以内
 - イ 部分払
各年度における支払限度額のうち、出来形部分の10分の9以内
- (7) 保守点検業務代金の支払条件
保守点検業務は、当月分の保全業務を実施した結果を翌月5日までに業務実施報告書に記載して発注者に提出し、検査を受けるものとする。検査の結果合格であった場合は、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとし、請求する金額は契約金額[月額]とする。
- (8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。
- ア 入札保証金 免除。
 - イ 契約保証金
 - ①設備工事
契約締結日までに、工事請負契約額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規程第39条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - ②保守点検業務
契約締結日までに、保守点検業務委託契約額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規程第39条各号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

11 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、理事長が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (3) 落札者が、当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該工事の落札者と契約を締結しない、また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (4) 入札参加資格のない者及び契約規程第22条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札は無効とする。
また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。

- (5) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となることがある。
- (6) 共同申し込みによる場合は、工事請負契約書は設備工事を行う者の名称で作成し、覚書及び保守点検業務委託契約書は保守点検業務を行う者の名称で作成してください。その他入札に関する書面は全て設備工事を行う者と保守点検業務を行う者の連名で作成してください。
- (7) 契約金額
 ア 設備工事
 落札者の設備工事入札価格に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。
- イ 保守点検業務
 落札者の保守点検業務入札価格に、保守点検業務契約時に有効な消費税及び地方消費税の税率により算定した額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。ただし、引き渡し後3ヶ月を経過する日の属する月の月末までは無償とすること。
- (8) 保守点検業務委託契約締結の時期
 落札者は、工事完成後引き渡しまでに覚書に基づき、保守点検業務の委託契約を締結すること。保守点検業務の契約期間は、20年間とする。
- (9) 設備工事において、特例監理技術者を配置することも可能である。特例監理技術者を配置するための要件は、岐阜県の取り扱いに準ずる。特例監理技術者を配置する場合は、落札候補者として決定されてから入札参加資格の確認資料を提出するまでに、3の入札担当課に申し出ること。
- (10) その他不明な点については、3の入札担当課に照会すること。

12 手続等に必要な提出書類

手続等	必要な提出書類
1) 設計図書の交付を希望する場合	別記様式7 設計図書交付申請書兼守秘義務の遵守に関する誓約書
2) 入札参加の申請書提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式1 入札参加申請書 共同申し込みの場合 ・別記様式1-2 入札参加申請書（共同申し込み用）
3) 入札書等の提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1（入札心得） 入札書 ・設備工事 積算内訳書【書面】（表紙に入札参加者名を記載すること） ・保守点検業務 積算内訳書【書面】（表紙に入札参加者名を記載すること） ・設備工事及び保守点検業務 積算内訳書【CD-R】（データ形式は、Microsoft Excelで開くことができる形式を基本とするが、これにより難しい場合はPDF形式での提出も可とする。） ・入札委任状（代理人による場合のみ） ・入札参加通知書の写し
4) 確認資料の提出時（落札候補者のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式2 入札参加資格確認申請書（落札候補者用） 以下、附属書類 ・別記様式3 工事施工実績調べ ・別記様式4 配置予定技術者名簿 ・別記様式5 経営事項審査及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係 ・各種証明書類（契約書の写し、技術者の資格証明書の写、工事成績対象一覧等） ・別記様式6 保守点検業務調査書